

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例逐条解説

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、災害弔慰金の支給等に関する条例を制定する目的が、自然災害により被害を受けた市民等の「福祉及び生活の安定に資すること」にあることを明らかにするとともに、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に準拠する条例であることを示すものである。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害より被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

【趣旨】

本条は、本条例で用いる意義を明らかにしたものである。

【解説】

<第1号関係>

第1号は、「災害」とは、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずること」とする、災害弔慰金の支給等に関する法律第2条に準拠したものである。

<第2号関係>

本条例が対象とする「市民」とは、自治基本条例第3条において定める、「市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等」ではなく、「災害より被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者」をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給)

第3条 本市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

【趣旨】

市民が災害により死亡したときに、その遺族の福祉及び生活の安定に資するために災害弔慰金を支給することを定めたものである。

【解説】

「令第1条に規定する災害」とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内において生じた住居の被害が厚生労働大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として厚生労働大臣が定めるものをいう。この場合、厚生労働大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法による救助を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであってはならないと定められている。

【参照：災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 第1条】

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 前号に掲げる遺族のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）があるときは、当該兄弟姉妹とする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して行った支給は、全員に対し行われたものとみなす。

【趣旨】

災害弔慰金の支給の目的は、これをもって「市民の福祉及び生活の安定に資すること」にある。

本条例は、災害弔慰金の支給の範囲及び順位を定めることで、死亡者によって生計を主として維持していた遺族の福祉及び生活の安定を図ろうとするものである。

【解説】

<第1項第1号関係>

災害弔慰金の支給にあたり「死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族」に支給の優先順位を与えている。

<第1項第2号関係>

同順位の遺族がいる場合の優先順位について定めている。

<第1項第3号関係>

前号に掲げる遺族がない場合は、災害弔慰金を支給する範囲を当該兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）と定めている。

<第2項関係>

災害弔慰金の支給にあたり、同順位の父母については「養父母」に、また同順位の祖父母については「養父母の父母」に、さらに「父母の養父母」は「実父母」に支給の優先順位を与えている。

<第3項関係>

遺族が遠隔地にある場合その他の事情がある場合には、第1項に規定する遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができるものとしている。

<第4項関係>

本条が、死亡者によって生計を主として維持していた遺族の福祉及び生活の安定を図ろうとするものであることに鑑み、災害弔慰金の支給については、同順位の遺族の一人に支給することで趣旨は満たされるとともに、災害弔慰金の二重払いを防ぐための規定である。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

【趣旨】

災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額を定めたものである。

死亡者が既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、当該支給額を控除することを定めている。

【解説】

死亡者が既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、当該支給額を控除することを規定し、障害と死亡の原因となった災害が同一場合には、その原因によってもたらされる結果に対して、災害弔慰金もしくは災害障害見舞金の支給を行うこととしている。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者の死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

【趣旨】

災害時には、安否の確認が困難もしくは、時間を要する場合がある。その際、安否不明の者により生計を主として維持していた者の福祉及び生活の安定を図るため、死亡の推定を定めたものである。

【解説】

当該災害のやんだ後3月間にその生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

推定は、死亡を確定させるものではなく、安否不明の者により生計を主として維持していた者の福祉及び生活の安定を図るための法技術であり、死亡が証明できなくとも、災害弔慰金の支給を受けられるようにするための規定である。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

【趣旨】

異常な自然現象である災害により被害を受けた市民等の「福祉及び生活の安定に資すること」を目的として規定された条例であるため、死亡者の死亡の原因がその者の故意又は重過失による場合、その他、別の方法によりその安定が図られる場合について、災害弔慰金の支給を制限している。

【解説】

<第1号関係>

死亡者の死亡にその者の故意又は重過失があった場合には、災害弔慰金の支給を制限される。

<第2号関係>

当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合には、別の方法により、死亡者の遺族の生活の安定が図られるため、災害弔慰金の支給が制限される。

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、必要な報告又は書類の提出を遺族に求めることができる。

【趣旨】

災害弔慰金の支給について、要件が満たされている場合には、支給を行うよう定めたものである。要件が満たされているかの判断をおこなうため、市長は、必要な報告又は書類の提出を親族に求めることができるとしている。

【解説】

<第1項関係>

災害弔慰金の支給を行うべき理由の有無については、規則で定めるところにより必要な調査を行ったうえで決定する。

【参考】

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第2条

- (1) 死亡者（行方不明の者を含む。以下同じ。）の住所、氏名及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

<第2項関係>

市長は、災害弔慰金の支給に関し、必要な報告又は書類の提出を遺族に求めることができる。

【参考】

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第3条

- ・本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書
- ・市民でない遺族に対し、遺族であることを証明する書類

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 本市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

【趣旨】

本条は、災害により、市民が負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、当該市民の福祉及び生活の安定に資するために災害障害見舞金を支給することを定めたものである。

【解説】

災害障害見舞金の支給を受けることができる障害の程度は、災害弔慰金の支給等に関する法律に定められている。

【参考】

災害弔慰金の支給等に関する法律 別表

1. 両眼が失明したもの
2. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの
9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

【趣旨】

災害により負傷し、又は疾病にかかった障害者1人当たりの災害障害見舞金の額を定めたものである。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金の支給について準用する。

【趣旨】

災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給は、これをもって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的としているため、災害障害見舞金の支給制限及び手続きも、災害弔慰金の規定を準用している。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 本市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に規定する世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

【趣旨】

本条は、神奈川県内において生じた災害で救助が行われたものにより、被害を受けた市民の生活の建て直しに資するために災害援護資金の貸付を行うことを定めたものである。

【解説】

<第1項関係>

神奈川県内において生じた災害で救助が行われたものにより、「療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷」、又は政令で定める「被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害」にあたる被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行うことを定めている。

<第2項関係>

貸付け対象となる世帯は、政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、政令で定める額に満たないものであるとの要件に該当しなければならない。

【参考】

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 第4条・第5条

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項 所得の算定

- ・所得の算定は、当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前前年の所得）について行う。
- ・その額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第4項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の金額の合計額とする。

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項 政令で定める額

第1項に規定する政令で定める額は、同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額とする。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

政令で定める額

1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人	730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額
※	その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失（全壊、全焼、流失のすべてを含む。）した場合 3,500,000
円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項かっこ書の場合は、5年）とする。

【趣旨】

災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額を、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ定めたものである。

【解説】

<第1項第1号関係>

世帯主に負傷がある場合の貸付限度額について定めている。

<第1項第2号関係>

世帯主に負傷がない場合の貸付限度額について定めている。

<第1項第3号関係>

住居が半壊した場合、又は住居が全壊した場合（住居の全体が滅失（全壊、全焼、流失のすべてを含む。）の場合を除く。）において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合に、貸付金額の読み替えを定めている。

<第2項関係>

災害援護資金の償還期間と据置期間を定めている。

【参考】

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 第7条

(利率)

第14条 災害援護資金は、延滞の場合を除き無利子とする。

【趣旨】

災害援護資金の貸付利率について定めている。災害援護資金は、災害において被害を受けた市民に対し、その生活の立て直しに資するため貸付を行うものであり、被害を受けた市民の返済負担の軽減に配慮し、その利率は無利子であることを定めている。

(償還等)

第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

2 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ均等償還の方法によることとする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第10条までの規定によるものとする。

【趣旨】

災害援護資金の償還等について定めている。

<第1項関係>

災害援護資金の償還は、被災者の状況に応じ、できるだけ柔軟に対応できる環境を整えるため、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とすることを定めている。

<第2項関係>

災害援護資金の償還方法は、均等償還とし、いつでも繰上げ償還が可能であることを定めている。

<第3項関係>

償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に準拠している。

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

(災害弔慰金等支給審査委員会)

第16条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するため、大和市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) 市職員

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員は、委員会に諮問された事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための、合議制の機関について定めている。

【解説】

<第1項関係>

大和市災害弔慰金等支給審査委員会を設置することを定めている。

<第2項関係>

大和市災害弔慰金等支給審査委員会委員の委嘱について定めている。

<第3項関係>

大和市災害弔慰金等支給審査委員会委員の任期について定めている。

<第4項関係>

大和市災害弔慰金等支給審査委員会委員の再任について定めている。

<第5項関係>

大和市災害弔慰金等支給審査委員会の組織及び運営について、必要な事項は規則に定めることを明示したものである。

【参考】

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 第5章

第6章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、条例の施行に関して必要な事項は規則に定めることを明示したものである。

【参考】

規則委任されている事項

「支給の手続き」「必要書類の提出」「借入れの申込」など。